

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人が行った公文書開示請求に対し、帯広市長がこれを非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての内容

平成26年11月19日に提出された異議申立書及び平成27年2月4日に提出された意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき異議申立人が行った「六中グラウンド跡地宅地造成工事に関する施工計画書（都市計画課）」の公文書開示請求に対し、帯広市長（以下「実施機関」という。）が平成26年10月3日付けで行った公文書非開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のように要約される。

- (1) 「六中グラウンド跡地宅地造成工事」は、都市計画法に基づく開発行為として帯広市の審査及び許可を経て施行されている。市は、開発行為に当たっては、申請を受理、審査した上で許可を与えるだけでなく、工事完了検査を実施するなど、工事目的物の品質にも大きな責任を持つ。
- (2) 施工計画書は、開発行為に当たって、施工業者が工事の特徴に合わせ、工事目的物を計画した工程のもとで着実に施工することを公的に約束するものである。
- (3) 公共発注では、市は施工業者に施工計画書の提出を義務づけており、入念な審査を行っている。民間発注だからという理由で施工計画書の提出を求めず確認を行わないのは、都合のいい考えにすぎない。民間発注であっても、市が工事目的物の施工期間中に何の関係を持たないのは不合理であるといわざるを得ない。
- (4) 本工事の施工業者は、公共工事に精通した多くの技術者を有する企業で

あることから、施工計画書の重要性や有効性を十分に理解しており、また、工事完了検査の際に不合格による手直しとなる可能性を考慮した企業防衛の観点からも、施工業者は、施工計画書を作成し関係する行政機関（少なくとも、市の工事完了検査の部署）に提出していると考えるのが妥当である。

- (5) 以上のことから、「市が施工計画書を保有しておらず、公文書不存在」はあり得ない。

第3 実施機関の説明要旨

平成27年1月7日付け理由説明書及び同年3月31日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 施工計画書の提出が求められる工事

請求公文書は、都市計画法に基づく開発許可処分をした民間開発行為の施工に関連するものであると考えられる。

請求公文書である施工計画書は、公共が工事を発注する場合に受注者が作成し、発注した公共の監督員に提出するものである。

本件は、民間開発事業であり、市（公共）が工事を発注したものではない。

このため、市が施工計画書を保有する理由がない。

2 開発許可処分に必要とされる書類

本件開発許可処分においては、都市計画法などの諸規程に基づき処分に必要な範囲で事業者から書類が提出されるが、施工計画書はこれらに含まれていない。

このため、市が施工計画書を保有する理由がない。

3 公共施設としての適合性の確認

開発許可処分に当たっては、あらかじめ公共施設管理者と協議を行い、同意を得た上で開発許可申請が行われており、また、施工に関しては、共通仕様書等を準用しているほか、事業者から必要な書類が提出されている。

完了時には、公共施設管理者により、あらかじめ協議した内容のとおり共通仕様書等に準じて施工されたものであることの検査を経ており、

また、許可権者である市においても、必要な書類により所要の検査を行い、完了公告を行っている。

市では、詳細な施工計画書がなくとも、これらの手続きの中で、公共施設としての適合性を十分確認している。

このため、市が施工計画書を保有する理由がない。

- 4 以上のことから、市では、本件開示請求に係る対象公文書を保有しておらず、公文書不存在である。

第4 審査会の判断

1 本件異議申立てと判断基準について

本件異議申立ては、都市計画法に基づき市が開発許可処分をした民間開発行為の施工に関連して、工事に関する詳細を記載した「施工計画書」の存在についてなされたものである。

異議申立人が実施機関は請求公文書を当然に保有しているはずであると主張するのに対し、実施機関は本件対象文書を保有しておらず、公文書不存在を主張しているため、当審査会はその妥当性（対象文書不存在の事実的真否）について判断する。

この妥当性の判断に当たっては、異議申立人の主張から本件請求の趣旨を満たす公文書の存在を確信する事実を見出すことができるか、実施機関の主張に不合理な点が認められないかを基準に判断することとする。

2 本件請求文書の不存在の妥当性について

(1) 請求公文書の存在を確信する事実を見出すことができるかについて

異議申立人の異議申立書及び意見書によれば、民間開発行為であっても、その工事目的物の一部（例えば、宅道）は市に帰属することからしても、市は工事目的物の品質にも大きな責任を持つことから開発行為に深く関与する必要があり、市は開発許可に深く関与するには、開発許可者の立場で施工計画書の提出を受けているはずであるとの主張があった。

また、公共工事に精通した多くの技術者を有する企業は、施工計画書の重要性を理解しており、手直しの可能性を考慮した企業防衛の見地からも、施工計画書を市に提出しているのが妥当であるとの主張があった。

この点、都市計画法の趣旨・目的に加え、本件開発行為が市の審査及び

許可に係る諸手続を経て施行されていること、工事目的物の一部は市に帰属することに照らすと、異議申立人のいう施工計画書が市に提出されていると窺う余地はある。

しかしながら、上記のとおり、本件開発行為は都市計画法を基本とする法令に従った手続においてなされている行為であることから、施工計画書の提出の有無もその中で理解する必要があると考えられる。

(2) 実施機関の主張に不合理な点が認められないかについて

そこで、実施機関は要するに請求公文書である施工計画書は市は取得していない旨主張するので、以下検討する。

ア 施工計画書の提出が求められる工事

施工計画書とは、北海道建設部土木工事共通仕様書（平成27年1月7日付け理由説明書添付の資料1）によれば、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての書類であり、受注者はこれを工事監督員に提出しなければならないとされ、同仕様書には施工計画書の記載事項が定められている。そして、市が発注する工事の場合には、この仕様書に準拠して施行されているものと考えられ、その場合には、受注者は市に施工計画書を提出することとなる。

その上で、実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、施工計画書に関しては市が発注する場合には受注者から市へ提出されるものであるものの、本件開発行為においては市は本件工事の発注者ではないことから、本件請求公文書である施工計画書を市が取得保有する理由がないとの主張及び説明がなされたものであって、この主張及び説明には特に不合理な点は認められない。

イ 開発許可処分に必要とされる書類

実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、開発許可処分に当たっては、市は、法令が定める範囲で「施工計画書に記載されている内容の一部と同様の内容が記載されたもの」については事業者から書類の提出を求めこれを取得し保有しているが、開発許可処分の添付書類としては「施工計画書そのもの」は含まれていないことから、「開発許可者の立場」であっても「施工計画書そのもの」を保有する理由がないとの主張及び説明があった。

そこで、検討するに、前記のとおり、本件開発行為は都市計画法その他の法令に基づき施行されているものであるところ、都市計画法第 30 条、同法施行規則第 15 条ないし第 17 条に開発許可申請に必要な書類が掲示されているが、この中には「施工計画書」は含まれていない。

そして、市としては開発許可処分に当たって市に提出される書類が多いことも相俟って、市は画一的に法令が求める範囲で文書を取得保有し、法令が求める範囲を超えた文書については仮に任意的な提供があっても保有しない対応をしている旨の処理をしているということであって、この点に特段の疑義は認められない。

また、本件開発行為において、受注者が発注者である事業者に対して施工計画書を提出していることは考えられるものの、だからといって、法令上、市がそれを取得保有すべきであるとまではいえない。

ウ 公共施設としての適合性の確認

実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、市は、施工状況について随時状況を把握しているのではなく、工事完了検査により所要の検査を行っているとの説明があった。仮に異議申立人が施工状況を確認したいのであれば、別途、工事完了検査に関する公文書を開示請求すればよく、市が施工状況の関連書類として施工計画書を保有していないとの主張には特に不合理な点は認められない。

エ これらのことから、実施機関の主張には、特に不合理な点は認められなかった。

(3) 以上のことから、本件請求については、対象となる公文書は存在しないものと認められる。

3 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 26 年 12 月 9 日	・実施機関より諮問書を受理
平成 26 年 12 月 15 日	・実施機関に対し、理由説明書の提出について通知
平成 27 年 1 月 7 日	・実施機関より理由説明書を受理
平成 27 年 1 月 20 日	・実施機関に対し、事実の陳述について通知
平成 27 年 1 月 20 日	・異議申立人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
平成 27 年 1 月 22 日	・実施機関から、事実の陳述に係る報告を受理
平成 27 年 2 月 4 日	・異議申立人から、意見書を受理 ・口頭意見陳述を申し立てない旨の送り状を受理
平成 27 年 2 月 9 日	・実施機関に対し、事実の陳述の日時及び場所の変更について通知
平成 27 年 2 月 10 日	・実施機関から、再度、事実の陳述に係る報告を受理
平成 27 年 3 月 31 日	・実施機関の事実の陳述 ・審議
平成 27 年 5 月 29 日	・答申

第6 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
岡崎 まゆみ	会長職務代理者
加藤 幸子	
千々和 博志	会 長
藤本 長章	
三井 麻美	